

### 承認第3号

#### 専決処分したものに付き承認を求めることについて

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）が、令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日から施行されたことに伴う養父市国民健康保険税条例（平成16年養父市条例第64号）の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月7日提出

養父市長 広瀬 栄

### 専決第3号

#### 養父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）が、令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日から施行されたことに伴い、養父市国民健康保険税条例（平成16年養父市条例第64号）の一部を改正する条例を制定する必要性が生じたが、施行期日が迫っており、市議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和6年4月1日

養父市長 広瀬 栄

記

### 養父市条例第 号

#### 養父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

養父市国民健康保険税条例（平成16年養父市条例第64号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

| 改 正 案  | 現 行  |
|--|--|
| <p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>24万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u> とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>24万円</u> を超える場合には、<u>24万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場</p> | <p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>22万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u> とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>22万円</u> を超える場合には、<u>22万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場</p> |

| 改 正 案  | 現 行   |
|--|---|
| <p>合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>29 万 5,000 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 43 万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合) にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>54 万 5,000 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前 2 号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>29 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 43 万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合) にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>53 万 5,000 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前 2 号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の養父市国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。